



# 島根県報

平成20年12月19日（金）

号外 第 163 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始 ( " ) 3

**【選管規程】**

政治団体の届出等及び報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程 4

**【正 誤】**

平成6年12月20日付け島根県報号外第189号中 (農 業 経 営 課) 6

# 告 示

## 島根県告示第991号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県 道	跡市波子停車場線	江津市波子町ロ7番2地先から同町イ748番1地先まで	前	メートル 5.00～ 25.00	メートル 151.00	道路改良工事 拡幅	
			後	6.00～ 46.00	151.00		
"	"	江津市波子町イ748番1地先から同町イ755番3地先まで	前 A	3.00～ 10.00	80.00	浜田県土整備事務所 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	3.00～ 10.00		80.00
				B	12.00～ 50.00		80.00
"	"	江津市波子町イ755番3地先から同町ロ451番15地先まで	前	5.00～ 23.00	135.00	道路改良工事 拡幅	
			後	13.00～ 28.00	135.00		
"	久城インター一線	益田市久城町228番2地先から同町1338番3地先まで	前	15.00～ 33.00	66.00	益田県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	15.00～ 59.00	66.00		

## 島根県告示第992号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年12月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	跡市波子停車場線	江津市波子町イ1250番1地先から同地先まで	メートル 30.00	平成20年 12月19日	浜田県土整備 事務所	

**選 挙 管 理 委 員 会 規 程**

政治団体の届出等及び報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年12月19日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

**島根県選挙管理委員会規程第5号**

政治団体の届出等及び報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程

政治団体の届出等及び報告書の閲覧に関する規程（昭和56年島根県選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「閲覧」を「閲覧等」に改める。

第2条の見出し中「報告書」を「収支報告書等」に改め、同条第1項中「第20条第1項に規定する報告書」を「報告書、書面又は政治資金監査報告書（以下「収支報告書等」という。）」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「報告書」を「収支報告書等」に改める。

第2条の次に次の1条を加える。

（収支報告書等の写しの交付）

**第3条** 法第20条の2第2項の規定により、県委員会の受理した収支報告書等の写しの交付を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「交付請求書」という。）を県委員会に提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 写しの交付の請求に係る政治団体の名称並びに収支報告書等に係る収入及び支出がされた年
- (3) 求める写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあってはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る収支報告書等の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあってはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法）
- (4) 写しの送付の方法による収支報告書等の写しの交付を求める場合にあっては、その旨

2 県委員会は、交付請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 県委員会は、法第20条の2第2項の規定による写しの交付の請求を受けたときは、当該請求のあった日から30日以内に、当該請求に係る収支報告書等の写しを交付するものとする。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

4 前項の規定にかかわらず、県委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、県委員会は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 法第20条の2第2項の規定による写しの交付の請求に係る収支報告書等が著しく大量であるため、当該請求があった日から60日以内にそのすべてについて第3項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び前項の規定にかかわらず、県委員会は、当該請求に係る収支報告書等のうちの相当の部分につき当該期間内に第3項の規定による交付をし、残りの収支報告書等については相当の期間内に同項の規定による交付をすれば足りる。この場合において、県委員会は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本項を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの収支報告書等について第3項の規定による交付をする期限

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

---

**正** **誤**

---

平成 6 年 12 月 20 日 付け 島根県報号外第 189 号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

十六	ページ
<hr/>	
下	段
<hr/>	
始めから二	行
<hr/>	
農業生産人	誤
<hr/>	
農業生産法人	正
<hr/>	